

平成 29 年度 社会福祉法人神東会 事業計画書

1 法人の基本理念

当法人の基本理念は、次に掲げるとおりです。

- 人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本に、公平公正な運営を目指します。
- 常に健全で活力ある経営を念頭に、施設機能の充実に努めます。
- 地域にとけこみ、住民の理解を得ながら、地域福祉の推進に努めます。
- 利用者の基本的人権を尊重し、個々の能力に応じ日常生活に必要な福祉サービスの提供に努めます。
- 職員の資質向上を図ると共に、勤務条件の改善に努めます。

2 法人の経営方針

当法人の経営は、基本理念を踏まえ、中長期計画にのっとり社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を、确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性を確保し、地域福祉の向上と増進に努めます。

具体的には本年度も次の7つの視点を基軸に、経営目標を実現するための「あるべき姿」を経営方針とします。

(1) 「利用者」の視点

基本理念の根幹にあるものは、利用者の方々に対する質の高いサービスを提供し続けることであり、利用者を中心に考え、行動する経営に努めます。

(2) 「職員」の視点

利用者の方々には質の高いサービスを提供し続けるためには、サービスを担う職員が最も重要な法人経営の資源であるとの考えから、職員育成に努めます。

(3) 「地域」の視点

地域課題を地域の人々と共に解決すべく、施設を拠点とした取組を進めていきます。

(4) 「業務」の視点

施設を運営することに伴う人的・施設的な機能を最大限活用し、その機能を発展させていきます。

(5) 「開発」の視点

漠然と施設経営を行うのではなく、常に、職員一人ひとりの「気づき」を生かし、開発と実践に取り組み続けます。

(6) 「財務」の視点

収入に見合った柔軟な経営を行い、財務構造の健全化に努めるとともに、新規事業等にあたっても積極的に取り組みます。

(7)「情報開示」の視点

職員一人ひとりが経営感覚をもって業務を遂行できるよう、また、利用者等への説明責任を果たすべき、経営情報の透明化に取り組み続けます。

3 経営計画

(1) 収支と財務管理

現在、介護職員の不足により、特別養護老人ホームたんぼぼ苑については78人定員として運営できておりませんが、平成29年10月までに介護職員を採用し10月から順次入居者を増加していく計画としました。しかしながら事前に介護職員を採用することが必要であり、その人件費が資金収支としてマイナスとなっています。

支出面では、特別養護老人ホームの給湯ボイラー取替工事や旭ヶ丘デイサービスセンターの空調入替工事など、大規模修繕等の予算執行が見込まれることや、介護・看護人材難の中、専門的な人材を積極的に確保する必要があります。

このような厳しい状況の中ではありますが、収支バランスを適切に見定め財務管理を行っていきます。

(2) 職員の意識改革推進運動

変革と創造の時代にあって、これまでの制度や慣行に安住することなく、不断に自己改革を図りサービス利用者側に立った、住民感覚を持って積極的に問題を提起する意識改革を進めることによって、職員一人ひとりが地域福祉の推進員であるという認識に立った倫理を確立することが重要であると考えます。このため、サービス内容の点検、ムダをなくするための業務改善運動、チャレンジ精神を高めるための提案制度の創設、改革の思いを職員全員が共有するための取り組みなど、できるだけ身近なところで職場の活性化に向けた意識改革を推進します。

(3) 人材の育成・活用システム

当法人で働く職員は、当地域の福祉をけん引していく意識が必要であり、職員一人ひとりの意欲と能力を最大限引き出し、資質をより一層高めるため、
○職場内研修。○J T（オンジョブトレーニング）
○職場外研修。○o f f - J T（オフジョブトレーニング）
○自己研修。

などの多様な手段で効率的かつ総合的に人材を育成します。また、新規採用職員については、早く仕事になじめるよう集中的に初任者研修を行います。

組織の活性化や職員の志気の高揚を図るため、これまでの人事管理にとられない横断的な人事配置や年功序列的な考えにとらわれず、適材適所の原則に立ち、意欲的で創造力に富む人材登用に努めるほか、これまで以上に職員の能力や適性を把握し、適切な人事管理を推進します。

4 事業計画（総論）

（1）改正社会福祉法

平成 29 年 4 月 1 日、いよいよ改正社会福祉法の主なものについて施行されます。社会福祉法人制度改革の内容は下図のとおりとなりますが、当法人もこの改正にあわせ定款の変更等を行い、理事・評議員のあり方など組織も大きく変わる事となりました。

社会福祉法人制度改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。	
1. 経営組織のガバナンスの強化 <input type="checkbox"/> 理事・理事長に対する牽制機能の発揮 <input type="checkbox"/> 財務会計に係るチェック体制の整備	<input type="checkbox"/> 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 <small>（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。</small> <input type="checkbox"/> 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備 <input type="checkbox"/> 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備 <input type="checkbox"/> 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
2. 事業運営の透明性の向上 <input type="checkbox"/> 財務諸表の公表等について法律上明記	<input type="checkbox"/> 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大 <input type="checkbox"/> 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等
3. 財務規律の強化 ① 適正かつ公正な支出管理の確保 ② いわゆる内部留保の明確化 ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資	① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等 ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化 <small>※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金</small> ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ （①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等
4. 地域における公益的な取組を実施する責務 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める	<input type="checkbox"/> 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等
5. 行政の関与の在り方 <input type="checkbox"/> 所轄庁による指導監督の機能強化 <input type="checkbox"/> 国・都道府県・市の連携を推進	<input type="checkbox"/> 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ <input type="checkbox"/> 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備 <input type="checkbox"/> 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

当法人の理事・評議員定数の変更

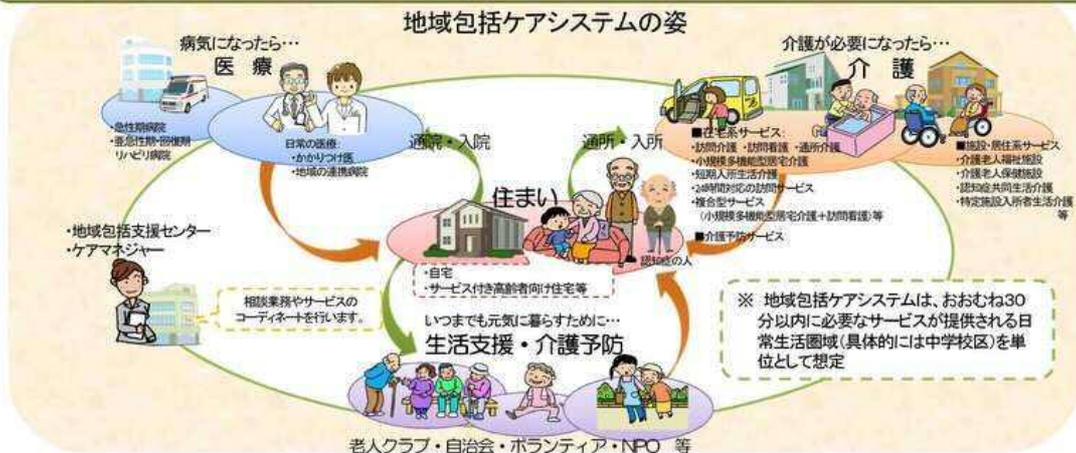
- 理事定数 10 名 → 6 名
- 評議員定数 21 名 → 7 名

（2）地域包括ケアシステム

現在、厚生労働省では、団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となり高齢化がピークを迎える 2025 年（平成 37 年）を見据え、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しており、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現しようとしています。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



出典：平成 25 年 3 月 地域包括ケア研究会報告書より

飛騨市においては地域包括ケアシステム実現に向け、組織の再編を行い、これまでの市民福祉部に「地域包括ケア課」を新設し関係部局をまとめることでより一層の地域包括ケアシステム推進に向かうことが見込まれます。

こういった大きな制度改正はそのまま当法人の運営に影響するばかりでなく、地域住民の生活をも一変させることになるため、制度変更による影響を見極めながら素早く対応できるよう努めて参ります。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成 28 年 4 月からは飛騨市において介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

飛騨市では、訪問型サービスと通所型サービスが総合事業に移行され、当苑では、訪問型ではホームヘルプサービスたんぼぼ苑、通所型ではデイサービスセンターたんぼぼ苑と旭ヶ丘デイサービスセンターたんぼぼ苑が該当することになります。

これまで訪問介護や通所介護を利用してきた利用者によっては、当苑のサービスが利用できなくなる方も予想され、こうした利用者の他施設等へのスムーズな引継ぎができるように努めて参ります。

支え合いによる地域包括ケアシステムの構築について

- 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「生活支援・福祉」といった分野が重要である。
- 自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる(体系化・組織化する)役割が必要。
- とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。



- 自助**：・介護保険・医療保険の自己負担部分
・市場サービスの購入
・自身や家族による対応
- 互助**：・費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取組み
- 共助**：・介護保険・医療保険制度による給付
- 公助**：・介護保険・医療保険の公費（税金）部分
・自治体等が提供するサービス

地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」(平成25年3月)より

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

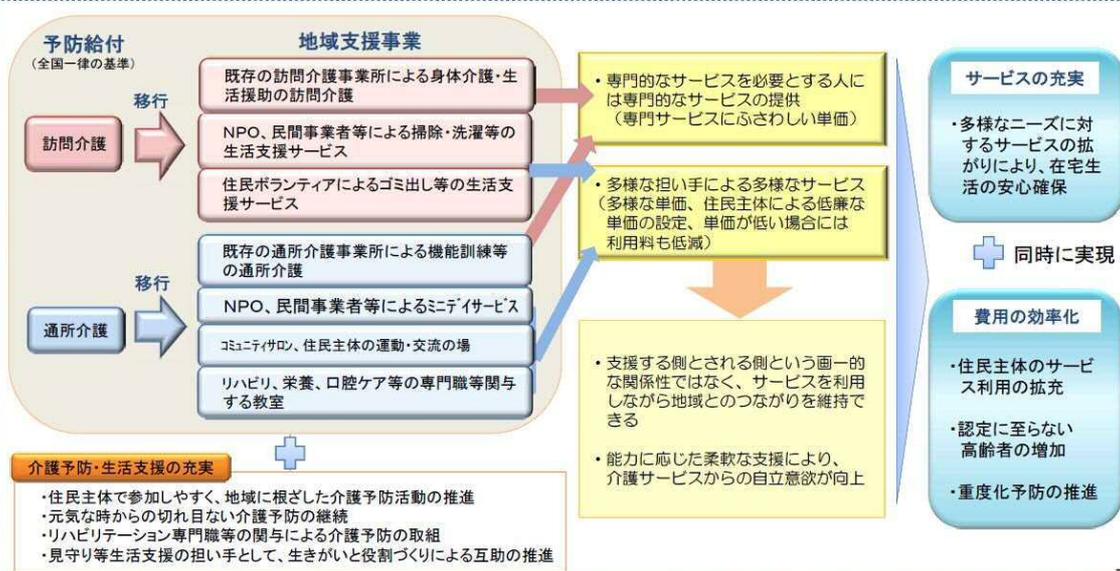
- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ➡ 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



サービスの類型

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

① 訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の实情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	多様なサービス				
	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練		ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定		事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者		主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

(4) 人材確保

介護職員の不足を解消するため、より一層の職員確保策をとります。

- 平成28年度に開設した託児所の運営
- 平成28年度導入した介護ロボットの利活用とフィードバック
- たんぽぽ苑職員寮の開設・運営
- EPA等外国人雇用の研究と推進
- 職員による、潜在的有資格者の掘り起こしや未経験者の紹介を奨励
- 広告戦略・ブランドイメージの醸成

(5) 人と人の絆を重視

当法人では、人対人の福祉サービスにおいては携わる職員の質と量が非常に重要であることから、職員の研修や、介護職員処遇改善加算といった職員の待遇改善などに努める結果として、他施設と比較すると人件費比率が高くなっていることも事実です。

しかし一方では、特別養護老人ホームに限定してではありますが介護職員が入居者のたんの吸引ができるようになったことや、終の棲家としての看取り介護が増えているなど、入居者の医療依存と重度化が進み介護職員の負担が増加していることも事実です。こういったことを踏まえ、今年度も更に職員の質を高め、ムダ・ムラ・ムリがないよう資質向上に努めます。

当法人が提供する事業は地域の利用者ニーズが原点であり、ニーズがあつて初めてサービスが成立いたします。人と人との「絆」を重視し、顔と顔を突き合わせた双方向のコミュニケーションをとる中で、利用者と職員、家族と職員、地域と職員、ボランティアと職員、職員と職員といったそれぞれ若しくはそれら全ての「絆」をより一層太いものにしたいと考えます。これにより地域において顕在化されているニーズはもちろんのこと、潜在するニーズにも光をあて、第6期飛騨市介護保険事業計画とも連携をとりながら、当法人の事業運営を進めます。

5 各事業の運営方針、計画等

(1) 法人本部事務局

- 介護人材確保・育成について、将来担い手と成り得る若者等に向け介護への理解・関心を高めながら、労働環境・処遇の改善に取り組みます。
- 社会福祉法人新会計基準を正確に運用できるよう取り組み、得られるメリットを十分に享受します。
- 介護業務システムについて、携帯端末なども活用した各部署における記録とその記録を利用者ケアに活かす活動に取り組みます。また、それらによって各部署の担当者における事務時間の減少についても取り組みます。
- 報告・連絡・相談(会議)・記録を補完するものとしてIT(ほのぼのNEXT、デスクネットNEO、チャットワーク他)の活用をしつつ、あわせて報告・連絡・相談・記録の在り方を全職員に徹底します。
- 満天カードと連携したボランティアの活動支援や、ボランティアの受け入れ・募集といったボランティアマネジメントに取り組み、地域住民と当苑のつながりを深めます。
- 地域との「絆」を重視するためには、当法人の活動やサービス内容を地域の方に正確に理解していただく必要があります。そのため、たんぽぽ苑通信の年4回の発行、ホームページの更新、FacebookやTwitter、Instagramの活用を通し、正確で温もりのある情報の発信に努めます。
- 土日運営の託児所を設置することにより、子育てをしながら働き続けることができる環境作りを行います。(女性社会進出促進)また、新たな人材獲得として子育て世代へのアピールを行います。
- 市外から職員を確保するため、町内の空き家を改修したアパートを借上げ、たんぽぽ苑職員寮を開所します。
- 介護職員の腰痛軽減のため、介護ロボットや介護者サポーターバンド等を利用した介護業務について研究を行います。
- 新たな介護人材として、外国人雇用の研究・推進を図ります。

(2) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

介護人材不足により定員 78 名のところを 58 名で運営しています。しかしながら地域においては相変わらず施設ニーズが高いことから、平成 29 年度上半期において介護人材を確保し、下半期に置いて順次入居者を増やし待機者の解消を図れるよう努めて参ります。

入居者の皆様には、「安全、安心」を基本とした介護に徹し、明るく健康で家庭的な生活を提供できるよう、個々のニーズの把握に努め、笑顔で心のこもった介護を行います。

また、短期入所については、空床型短期入所という長所を活かした運営に努めたいと考えます。

「安全、安心」を基本とした介護に徹し、利用者、入居者の人格を尊重し明るく健康で、家庭的な生活を提供できるよう全職員が一体となり個々のニーズの把握に努め、特性を理解し笑顔で心のこもった介護に努めます。明るい笑顔と挨拶、そして感謝の気持ちを忘れず、利用者・家族、地域の皆様にも「信頼」していただけるよう日々の業務に取り組みます。

地域福祉の中核施設として実習、ボランティア等の受け入れを行い地域の皆様との交流を深め、安心かつ信頼され少しでも地域に貢献していけるよう施設運営に努めます。

次の目標を設定し職員間の連携を密にし、質の高いサービスの追求に努力します。

- 転倒、誤嚥等の介護事故リスクについて研究し事故の軽減、防止に努めます。
- 『うつさない、うつらない』をモットーとし手洗い、うがい等の予防を徹底し感染防止に努めます。季節ごとに、普段行き届かない部分の清掃の実施や、施設内の消毒を行い、ウイルス等の拡散を防止します。
- 季節感を感じていただけるよう四季の行事やクラブ活動の充実を図り、満足感を持っていただけるよう努めます。
- 旬のメニューを考慮した食事や行事食、選択食、個別性を取り入れた食事の提供に努めます。
- 入居者の状態に応じた栄養管理や水分ケア等健康管理を行い、日常動作訓練により心身機能の低下を防止し、高齢化・重度化の対応に努めます。
- 入居者、家族とのコミュニケーションを図り個々のニーズの実現化、信頼関係の強化に努めます。
- 利用者、家族の意思を尊重し看取り介護の実施に努めます。
- 立地の利便性を活かし、地域の社会資源を積極的に活用し、地域の中での生活を継続していただきます。
- 多様化するニーズに応えるために、また今後の事業拡充に向け、人材の育成に努めます。

(3) 東町デイサービスセンター（通所介護、介護予防通所介護）

利用者、家族の意向を尊重し、質の高いサービスを追求しながら安全、安心かつ信頼される在宅サービスの提供を目指し次の目標を設定します。

- 少人数の特性を活かしたサービスの充実を図ります。
- 利用者、家族とのコミュニケーションを密にして、個々のニーズの把握を行い、ニーズに沿ったサービス提供に努めます。
- 利用者の心身機能の維持改善、介護者の介護負担を軽減し在宅介護の継続が図れるよう支援いたします。
- 職員一体となり交通事故、介護事故、感染症の防止に努めます。
- 介護指導や介護相談を積極的に行い利用者、家族が安心して利用出来るように努めます。

(4) 旭ヶ丘デイサービスセンター（通所介護、介護予防通所介護）

介護保険制度の中核をなす、地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を果たすのが在宅系サービスです。その一翼を担う、デイサービスとしての存在意義を認識し、地域の高齢者・障害者福祉に寄与できるよう、一体的なサービスを目指します。

自立支援を基本としたサービスを提供することにより、年齢を重ね障がいを持ちながらも、いつまでも健康を維持し、自分らしい活気ある生活が営めるよう日々の支援を行っていきます。

またケアマネジャーや地域包括支援センターをはじめ、各種サービスとの連携を深め、目標を共有化し、それぞれの専門性に基づく支援を心がけます。

- 利用者・家族の意向を尊重し、質の高いサービスを提供できるよう、利用者の状態に合った専門性を持つメニューの充実を図ります。
- 各種アクティビティやリハビリを通して、自己選択、自己決定、自己遂行ができるよう、利用者の自主性と自立度を高めるよう取り組みます。
- 利用者の個別性を重視し、利用目的を意識し、利用回数やサービス内容を検討し、在宅生活が維持できるよう支援します。
- 専門職としての資格の取得や各種研修会への参加等を積極的に行い、スキルアップを図ります。
- 職員・利用者の健康管理に努め、感染症の蔓延を未然に防ぎます。
- 担い手の発掘と確保としての、ボランティアの養成と活用を進めていきます。

(5) 旭ヶ丘ショートステイたんぼぼ苑（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

施設テーマ「記憶の回帰 かつて慣れ親しんだ住まいは高齢者の安心、安定をもたらす。」

- 仲間をつくり、交流を広めます。
個人でリラックスしたり、知人と茶飲み話をしたり、また、教育活動を通じた新たな出会いや交流を深めるなど、多様な楽しみ方ができる施設づくりを目指します。
- 身体を動かしリフレッシュに努めます。
気軽に身体を動かすきっかけがあり、日頃の健康維持や積極的な体力づくりができる施設づくりを目指します。
- 新しく始まった施設のため、利用者・家族に不安を与えることなく、気持ちよく過ごしていただける環境を作ります。
- 利用者の要望に応えられるよう、サービス内容・サービス期間を柔軟に設定します。
- リハビリやアクティビティの内容を充実させ、心身の機能改善・向上に努めます。
- 専門職としてのスキルアップを図り、日々の健康管理に努め、感染症の蔓延を未然に防ぎます。
- 旭ヶ丘デイサービスと併設されているため、双方の特徴を生かしながら、アクティビティやリハビリを共有化するなどに取り組み、一体的なサービス利用が受けられるよう努めます。

(6) ホームヘルプサービス（訪問介護・介護予防訪問介護）

ホームヘルプサービス事業は、核家族化・少子化の進行からくる独居生活者の増加や老々介護といった高齢者世帯が増えているのが現状で、また、多様な利用者ニーズがある障がい者の利用も増えており、これらのニーズに対して迅速に応えられるよう、職員の質を含めた体制づくりを行う必要があると考えています。地域包括ケアについては、24時間型の巡回型ホームヘルプサービスも各地で実施に移されており、この地域において適切なサービスとなるのかどうか検討しながら進めたいと考えています。

在宅で暮らす高齢者や障がい者のいのち（生命）を支え暮らし（日常生活）を自ら営めるように支援し、高齢者や障がい者が生きていくこと（人生）を支援します。

地域での生活が円滑に営めるように支えるパートナーになれるように、職員の意識の統一や個々の介護技術の向上に努めます。

- 利用者のニーズに即した個別援助計画（訪問介護計画書）を作成しサービス提供を行います。
- 他サービス（ケアマネジャー・訪問看護・訪問リハビリ）との連携を密にし、地域に貢献し利用者の増加に努めます。
- 専門職である意識を高め、内外の研修会に参加し職員の資質向上を図ります。
- 事故防止と感染症予防に努めます。
 - ・連絡ミス防止のための対策と、緊急時の対応が確実にできる体制を整えます。
 - ・職員自らが感染源や媒体とならないよう、自己の健康管理と感染症予防対策を徹底します。

（７）シルバーサポートたんぼぼ苑（居宅介護支援）

居宅介護支援事業は、飛驒市より、「介護予防サービス計画作成委託」を受け、介護保険の方だけでなく介護予防の方を含めケアプランを作成しています。地域の要介護・要支援認定者のほとんどをケアマネジメントする立場にあるということは、当苑のケアマネジメント技術がそのまま地域のケアマネジメント技術のレベルを表すと言っても過言ではありません。介護保険制度において、ケアマネジメントの重要性を改めて問う必要はありませんが、利用者の自己負担を伴わないケアプラン作成において、求められるケアプラン技術に上限はありません。したがって、利用者の自立支援に向けた取り組みや地域の実情などを踏まえた上で、サービス開発も含めた包括的で適切なケアプラン作成が行えるよう、主任介護支援専門員を中心に、ケアマネジメント技術・専門性の向上を図ります。

介護保険法の理念に基づき、認定申請された利用者に対して、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

利用者や家族の思いに寄り添いながら、利用者の心身状況や、そのおかれている環境に応じた的確なニーズの把握を行い、ケアマネジメントの充実を図ると共に、適切なサービスが提供されるよう、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

- 利用者の尊厳を守る

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って居宅サービス等が公正中立に行われるよう誠意をもって対応します。
- ケアマネジメントの充実を図る
 - ・利用者及び家族の意向を伺い、解決すべき課題や可能性を見極め、多職種連携を図り、ニーズに沿ったケアマネジメントを行えるよう努めます。
 - ・サービス担当者会議を開催することで思いを共有し、連携を図ると共にサービス実施状況等を見直します。

- ・飛驒市地域包括支援センターより介護予防サービス計画の作成業務について受託します。
- 介護支援専門員の資質・専門性の向上に努めます。
 - ・特定事業所加算Ⅱを算定しています。質の高いケアマネジメントを行うように努め、自らその提供するサービスの評価を行い、常に見直すことで改善していきます。
 - ・多様に変化する介護保険制度を円滑に実施して行くために、各種研修・会議等に積極的に参加し、知識や技術を習得し資質の向上に努めます。
 - ・困難事例ケースの検討、及び新規ケースの情報共有することで、事業所全体で個々のケースのケアに取り組みます。
 - ・日々相談業務に携わる職種であることから、ストレス解消や心身の健康管理には十分配慮した職場づくりを心がけます。
- 地域相談体制を進めます。
 - 商店街の空きスペースや公民館を利用し、介護支援専門員と介護福祉士が相談を受け付けるといった試みを行います。